

自主規制モニター会議
次第
(2023年10月16日(月) 10:00~12:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 議長及び副議長の互選

2. 今後のモニタリングの重点項目

【資料1】

3. 自主規制の活動報告(運営状況)

【資料2-1】

【資料2-2】

(1) 品質管理レビュー制度

(2) 個別事案審査制度(審査申立て制度を含む)

(3) その他

4. 自主規制の活動報告(論題)

(1) 上場会社等監査人登録制度に係る対応

【資料3】

(2) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの
検討状況(懲戒処分の周知、公示及び公表制度の見直し)

【資料4】

IV 閉会

《配付資料》

資料No.	資料
1	今後のモニタリングの重点項目
2-1	自主規制の活動報告(運営状況)
2-2	情報受付窓口のウェブサイトにおける日本取引所グループとの相互リンクについて
3	上場会社等監査人登録制度に係る対応
4	懲戒処分の実効性確保に向けた検討PTの検討状況 (懲戒処分の周知・公示・公表制度の見直し)

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長
かんだ あさか 神田 安積	弁護士
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
はまだ やすし 浜田 康	公認会計士
はやし けんたろう 林 謙太郎	日本取引所自主規制法人 常任理事
まつお もとのぶ 松尾 元信	日本証券業協会 専務理事
まつの まさと 松野 正人	公益社団法人 日本監査役協会 会長
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長

資料 2 - 1

自主規制の活動報告（運営状況）

自主規制モニター会議

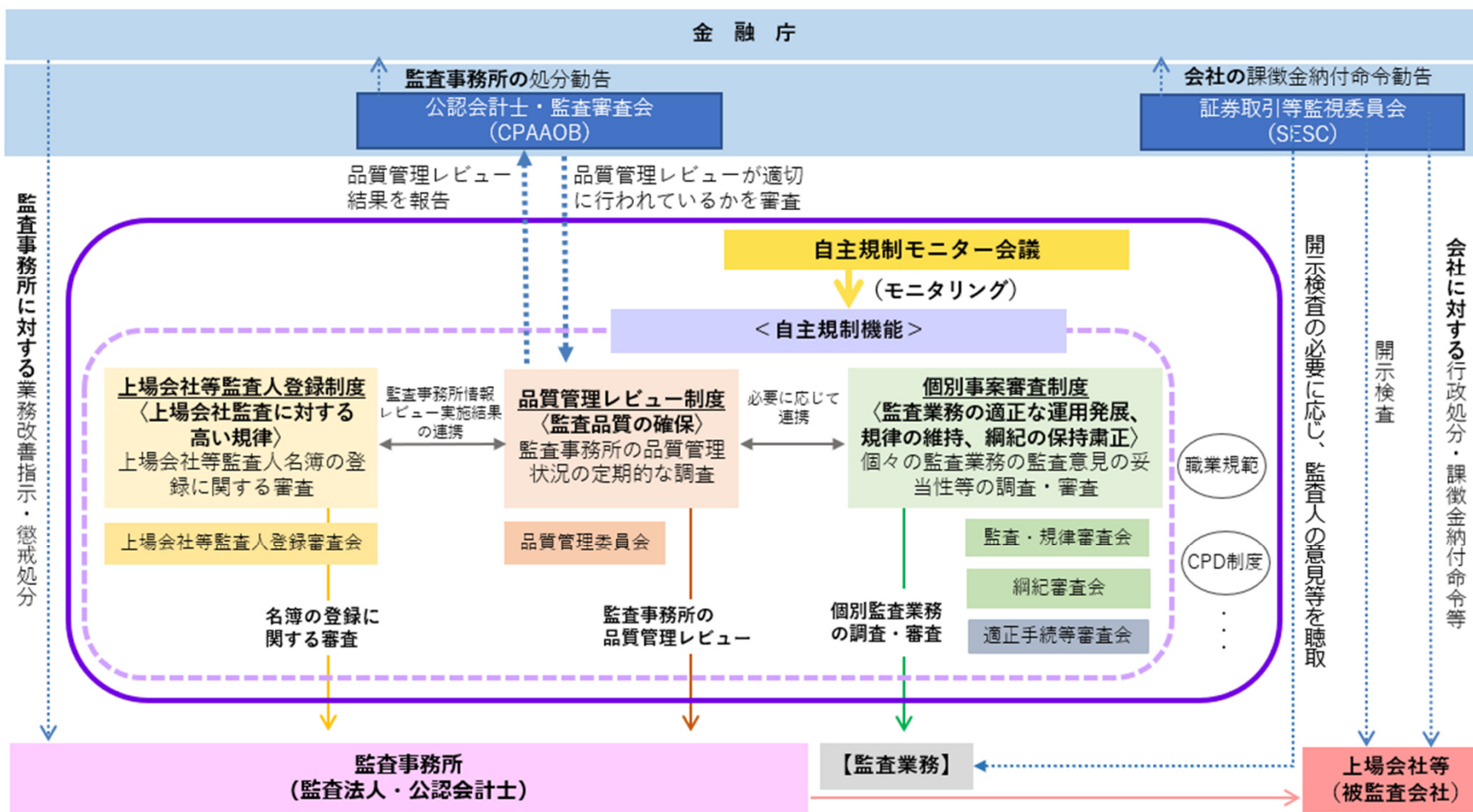
2023/10/16



目次

1. 品質管理レビュー制度
2. 個別事案審査制度（審査申立て制度を含む）
3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携

(参考) 自主規制の全体像



1. 品質管理レビュー制度 2023年度品質管理レビューの実施状況

	2022年度 実施監査事務所数	2023年度（9月末時点）		
		実施監査事務所数	審議済み数	残数
通常レビュー	92（63）	82(53)	4（0） ^{(注2)(注3)}	78(53)
特別レビュー	1（1）	0	0	0（0）
改善状況の確認	11（10）	8(5)	0（0） ^(注3)	8（5）
通常レビュー対象監査事務所 （4月1日現在）	216（142）	223（144）		
通常レビュー実施割合	43%(44%)	37%(37%)		

(注1) 括弧内は上場会社と監査契約を締結している監査事務所に係る数値

(注2) いずれも重要な不備事項なし

(注3) このほか、第三者委員会の設置、実施結果の再検討などにより2022年度から繰り越した監査事務所の審議あり

[通常レビュー] **実施結果の不表明**：1（1）監査事務所

極めて重要な不備あり（辞退勧告／監査・規律審査会への報告）：2監査事務所

[改善状況の確認] 改善不十分な事項なし：1（1）監査事務所

2. 個別事案審査制度の運営状況

監査・規律審査会

対象期間：2023年4月1日～9月30日

- **監査・規律審査会**の審議状況
(委員17名：うち会員15名、会員外2名)

開催回数：9回

	監査事案	倫理事案
繰越事案	19事案	5事案
新規事案	10事案	4事案
終了事案	3事案	2事案
次月繰越	26事案	7事案

➤ 監査・規律審査会の終了事案 結論の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	3事案	問題なし	2事案
		改善勧告	—
		綱紀回付	—
		取下げ	1事案 ※1
倫理事案	2事案	問題なし	—
		改善勧告	1事案 ※2
		綱紀回付	1事案 ※2
		その他	1事案 ※3

- ※1 QCLレビューとの重複調査排除のため、取下げの議決を行った。
 ※2 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出る事案があるため、案件数と結論に差異が生じている。
 ※3 公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことによる登録抹消により、調査を終了した。

2. 個別事案審査制度の運営状況

綱紀審査会

対象期間：2023年4月1日～9月30日

▶ 綱紀審査会の審議状況

(委員7名：うち会員5名、会員外2名)

開催回数：7回

繰越事案	2事案
新規事案	1事案
終了事案	3事案 (うち、適正手続等審査会 への審査申立て：2事案)
次月繰越	—事案

▶ 綱紀審査会の終了事案 3事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	2事案	懲戒処分	
		戒告	—
		会員権停止	2事案 → 申立て
		退会勧告	—
倫理事案	1事案	改善勧告	1事案
		懲戒処分	
		戒告	1事案
		会員権停止	—
		退会勧告	1事案

※ 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出る事案があるため、案件数と結論に差異が生じている。

2. 個別事案審査制度の運営状況

● 適正手続等審査会

- 綱紀審査会（品質管理委員会）から処分内容を申し渡された関係会員からの審査申立てを審査する。（申立事由に限る審査で、処分内容の再審査ではない。）
- 関係会員からの審査申立てに正当性があるときは、綱紀審査会（品質管理委員会）に事案を差し戻し、正当性が認められないときは申立てを棄却する旨を会長に報告する。

● 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等

※ 2023年4月1日以後は、法改正に伴う新制度により、品質管理レビュー制度については行政不服審査の対象となることから、当審査申立ての対象外となっている。

● 審査申立ての要件

結論に影響を及ぼす「手続違反」「重大な事実誤認」「新たな事実の判明」があった場合

2. 個別事案審査制度の運営状況

適正手続等審査会

対象期間：2023年4月1日～9月30日

▶ 適正手続等審査会の審議状況

(委員5名：うち会員2名、会員外3名)

開催回数：6回

繰越事案	3事案	※1
新規事案	2事案	
終了事案	2事案	
次月繰越	3事案	※1

▶ 適正手続等審査会の終了事案 2事案の内訳

いずれも綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容に対する申立て事案

事案種類	事案数	結論
監査事案	1事案	棄却
倫理事案	1事案	棄却

※ 棄却により、綱紀審査会における結論が確定する

※1 うち、品質管理レビュー制度を対象とする事案：1件

3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携

● 連携の状況

▶ 案件の連携

- 互いの制度の所管に関わる重要な案件（監査・規律審査会の調査・審査事案に関し審査会長が必要と認めた案件／品質管理レビューにおいて監査事務所の監査意見の妥当性又は会則等への準拠性に疑念が生じた案件）について相互に報告することにより、各制度において適切な対応の検討を行い、自主規制全体としての実効性向上を図る。

〈2023年4月～2023年9月の報告状況〉

品質管理委員会から監査・規律審査会への報告：2件
監査・規律審査会から品質管理委員会への報告：0件

- 各制度の機能の違いを踏まえつつ、自主規制全体として一体感のある対応を行うため、報告後の各制度における対応や考え方についても必要に応じて共有

▶ その他の連携

- 調査の重複回避等、効率的かつ効果的な運用を図るためのモニタリング情報、各制度における取上げ状況、個別事案審査における結論、対象会員の改善計画案等の適時の共有など



上場会社等監査人登録制度に係る対応

自主規制モニター会議

2023/10/16

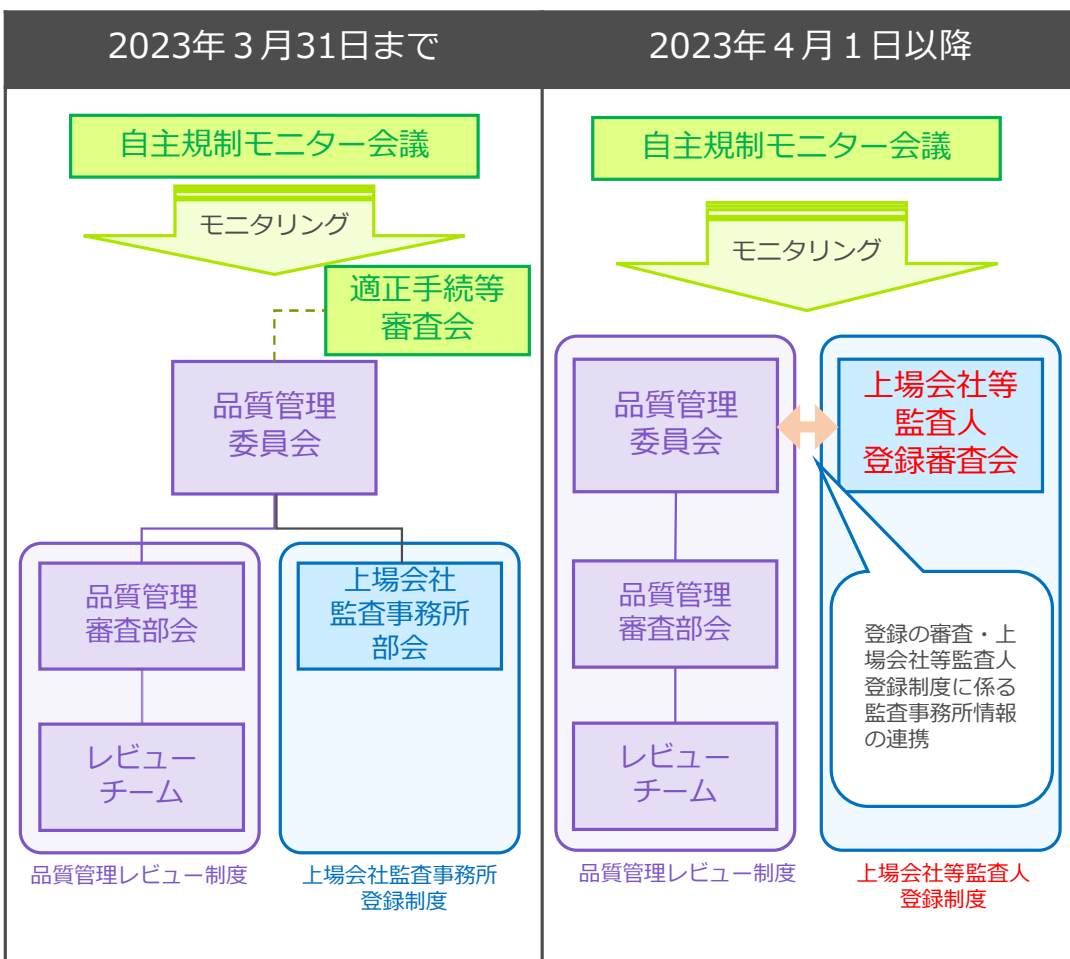


目次

1. 上場会社等監査人登録制度の概要
2. 適格性の確認のためのガイドライン

1. 上場会社等監査人登録制度の概要

上場会社等監査人登録制度の概要

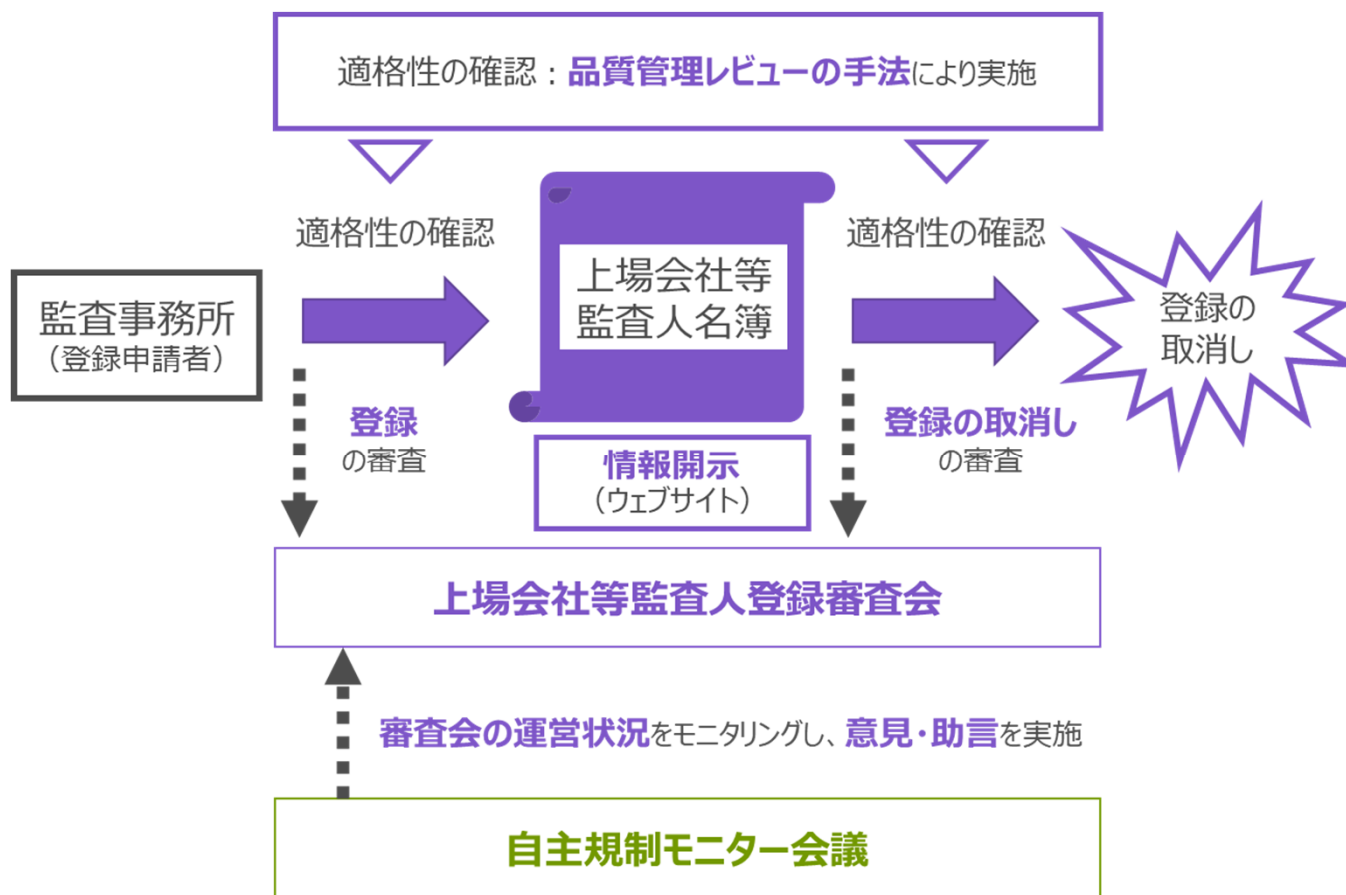


上場会社等監査人登録審査会

- 職務
 - ① 上場会社等監査人名簿への登録の審査
 - ② 上場会社等監査人名簿からの登録の取消しの審査
 - ③ ①・②に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項
- 会議体のメンバー
 - ▶ 次の7名（会員：3名、会員外（下線）：4名）
 - 茂木 哲也（日本公認会計士協会・会長）
 - 齊藤 貴文（金融庁企画市場局企業開示課・開示業務室長）
 - 蟹江 章（青山学院大学大学院・教授）
 - 後藤 敏文（公益社団法人日本監査役協会・専務理事）
 - 水口 啓子（BIPROGY株式会社・社外監査役）
 - 小暮 和敏（公認会計士）
 - 浅井 万富（公認会計士）

上場会社等監査人登録制度の概要

新制度におけるフローの全体像



2. 適格性の確認のためのガイドライン

適格性の確認のためのガイドライン

適格性の確認のためのガイドライン

- 「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の公表（2023年6月29日）
 - ▶ 品質管理レビューアーが適格性の確認のために品質管理レビューを行うに当たり、上場会社等の監査を行う監査事務所が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制を備えているかどうかを判断するに当たっての着眼点及び判断基準を示すことを目的として制定

(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230629aja.html)

主な項目：

- ① 監査業務の品質を重視する風土、監査事務所のガバナンスや組織運営
- ② 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理）
- ③ 不正リスク対応
- ④ 契約の新規の締結及び更新
- ⑤ 専門要員の教育・訓練
- ⑥ 業務の実施
- ⑦ 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存
- ⑧ 公認会計士法第34条の13に規定する業務管理体制の整備
- ⑨ 公認会計士法施行規則第87条第2号に掲げる上場会社等の監査を公正かつ的確に行うための業務の品質の管理を行う体制の整備

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会